



マイナンバー

住民福祉係

10月5日から皆様のお手元に いよいよマイナンバー(個人番号)が届きます!

10月5日から、順次マイナンバーの「通知カード」とともに「個人番号カード」の申請書が簡易書留で届きます。あなたのお住まいは、住民票に記載されていますか。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、確実に受け取ることができない可能性があります。お住まいの住所に住民票の異動をお願いします。転入・転出する時などカードが必要になりますのでご用意ください。国外に滞在し、住民票のない方には付番されません。帰国して住民票が作成される際、マイナンバーの指定や通知が行われます。

マイナンバーは、法令に規定された国の行政機関や地方公共団体など以外に、民間企業でも取り扱います。民間企業は従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。これらの手続きのためにマイナンバーが必要になります。

◎本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です。

個人番号カードの場合

身元確認と番号確認がこれ1枚でOK!
ICチップを用いて電子申請も使用できます。
個人番号カード

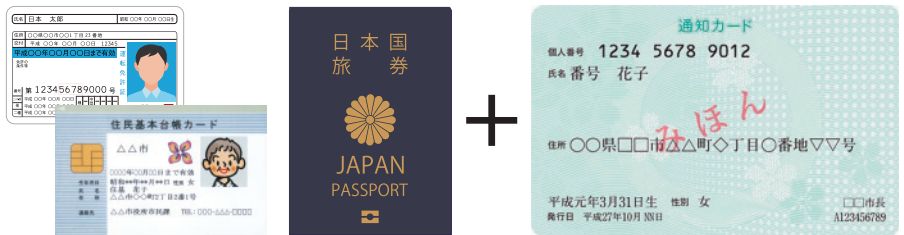


個人番号カードを持っていない場合

以下2点で身元確認と番号確認をしてください。

身元確認はいずれか1つ
運転免許証、住基カード、パスポート

番号確認は
通知カード



◎マイナンバー(個人番号)カードの受け取り (発行手数料は無料です。)



※マイナンバー制度に関するお問合せは コールセンター 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
平日 午前9時30分~午後5時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

◎マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降
住民票の住所に通知

住民票を有する方(外国人も含む)に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

平成28年1月
マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。(年金は平成29年1月~)